

回 答 書

2009年10月7日

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳 殿

ピタットハウスネットワーク株式会社
総務部課長

貴団体におかれましては、益々ご隆昌の段お喜び申し上げます。
さて、貴団体からご送付を受けました2009年8月26日付「申入書」と題するご照会につきまして、弊社の考え並びに今後の対応について下記のとおり回答させていただきます。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

第17条（損害賠償等）について

当該条項に関して、貴団体のご指摘をふまえ、弊社において検討をいたしました。裁判例及び行政機関の判断等が分かれているところであり、当該条項が必ずしも消費者契約法に違反し無効となるとの見解が確立したとは評価できないものと考えております。従いまして当該条項については、現時点におきましては改定を行わず、今後の裁判例の蓄積、行政指導等の推移に留意し対応を検討していきたいと考えております。尚、当該条項が消費者に対して誤解を与えることがないように、フランチャイズ各店において十分な説明を行うよう指導して参りたいと考えております。

以上のとおりご回答申し上げます。

以上